

【2017 年度版】

一般社団法人日本認知症ケア学会 認知症ケア専門士 『更新の手引』

本書には、認知症ケア専門士の資格更新申請・住所変更等の諸手続に必要な書類が含まれておりますので、大切に保管してください。

- 本書および各種申請様式は、認知症ケア専門士公式サイト「必要書類ダウンロード」から印刷も可能です。

◆ 申請書類送付ならびに詳細等お問い合わせ先 ◆

一般社団法人日本認知症ケア学会事務センター

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 4-1-1 オザワビル (株) ワールドプランニング内

TEL : 03-5206-7565 / 03-5206-7431 FAX : 03-5206-7757

E-mail : d-care.senmon@nqfm.ftbb.net

URL : <http://www.chihoucare.org/>

認知症ケア専門士『更新の手引』

目 次

認知症ケア専門士資格更新申請について	2
資格更新について (2)	
更新申請期間 (2)	
更新料 (2)	
資格更新に必要な単位数 (3)	
更新特別単位 (3)	
取得単位（講演参加・発表単位）の管理および登録方法について (3)	
認定委員会が定める領域・単位数 (4)	
更新申請書類の注意事項・記入方法等 (5)	
更新申請のながれ (7)	
認知症ケア専門士資格更新保留申請について	8
更新保留申請期間 (8)	
更新保留申請書類の注意事項，記入方法等 (8)	
保留申請のながれ (9)	
更新保留期間における専門士資格更新申請 (10)	
認知症ケア専門士登録事項変更等について	11
認知症ケア専門士制度規則等	12
認知症ケア専門士制度規則 (12)	
施行細則 (15)	
施行細則 専門士の資格更新に関する事項 (16)	
施行細則 教育カリキュラム (19)	
認知症ケア専門士 取得単位確認方法	20

I. 認知症ケア専門士資格更新申請について

1. 資格更新について

認知症ケア専門士（以下、専門士）の資格保有者として、ケアの質を担保しつつ日頃の職務等を実践するためには、常に自身のケアを見直すための新たな知識や技術を身に着けることが必要不可欠です。そのために研修会等（単位取得）への参加を要件とする5年ごとの資格更新を義務づけています（→認知症ケア専門士制度規則第5章第17条）。

また、認知症ケア上級専門士（以下、上級専門士）の方は、上級専門士としての資格更新は必要ありませんが専門士としての資格更新は必要となります。なお、専門士の資格を辞退した場合、および資格更新手続きを行わなかった場合には、上級専門士の資格も喪失します。

2. 更新申請期間（当日消印有効）

専門士 No.は、専門士証およびカードにてご確認できます。

専門士 No.	認定期間	更新申請期間
070～/130～	2013年4月1日～2018年3月31日	2018年1月10日～3月30日
090～/140～	2014年4月1日～2019年3月31日	2019年1月10日～3月29日
100～/150～	2015年4月1日～2020年3月31日	2020年1月10日～3月31日
050～/110～/160～	2016年4月1日～2021年3月31日	2021年1月12日～3月31日
060～/120～/170～	2017年4月1日～2022年3月31日	2022年1月11日～3月31日

*更新保留した専門士の資格更新申請期間は、異なりますので注意してください（→P.10）。

<注意事項>

- ・専門士制度では、毎年4月1日～翌年3月31日を1年とします。
- ・専門士認定期間（5年間）で取得した単位が、30単位に満たない場合は、専門士資格更新の保留申請を行うことにより更新期間の延長が可能となります。保留申請がない場合、資格が失効しますので、注意してください（→P.8）。

3. 更新料：10,000円（申請期間内にお振り込みください）

※郵便局備え付けの払込取扱票に下記必要事項を記入し、お振り込みください。

<必要事項>

- ・口座番号：00130-7-578468
- ・通信欄：①更新料振り込みの旨
②専門士 No.
③氏名／ふりがな

4. 資格更新に必要な単位数：30 単位

資格更新に必要な 30 単位のうち 20 単位以上は次の領域 I および II より取得してください。

※領域 I は学術集会等への参加。領域 II は生涯学習プログラム等への参加。領域 III は機関誌等への論文発表となります。取得単位の領域については「7. 認定委員会が定める領域・単位数」にて確認ください（→P.4）。

(例)	パターン	領域 I	領域 II	領域 III	備考
更新可	A	30 単位	—	—	領域 I および II より 20 単位以上取得しているため更新可
	B	—	30 単位	—	
	C	10 単位	10 単位	10 単位	
更新不可	D	10 単位	—	20 単位	領域 I および II より 20 単位以上取得していないため更新不可
	E	—	10 単位	20 単位	
	F	—	—	30 単位	

5. 更新特別単位：10 単位（認定期間内に 40 単位以上取得した場合に限る）

認定期間（5 年間）内に 40 単位以上取得した専門士は、次回認定時には更新特別単位として 10 単位が加算されます。

※ただし、更新保留を申請された方は対象外となります。

(例)	パターン	単位取得期間	取得単位数	備考
①		認定期間内	30～39 単位	更新特別単位の加算なし
②			40 単位以上	次回認定時に更新特別単位を 10 単位加算
③		認定期間＋更新保留期間	30～39 単位	更新特別単位の加算なし
④			40 単位以上	

6. 取得単位（講演参加・発表単位）の管理および登録方法について

■日本認知症ケア学会が主催する講演等の場合

本学会が主催する講演（参加受付時に認知症ケア専門士証カードにあるバーコードの読み取り、または参加証を提出により参加単位が換算される講演）の単位は、事務センターにて登録・管理いたします。登録された単位は、認知症ケア専門士公式サイト「専門士単位確認画面」から閲覧・印刷が可能です。

■日本認知症ケア学会が認定する講演等（他の団体等が主催する講演等）の場合

本学会が認定する講座（他の団体等が主催する講座）の単位は、参加・発表が証明できる資料（参加証・領収書、発表者については発表箇所の分かるプログラム等）のコピーを、「参加・発表申請用紙（様式Ⅲ）」に貼り付け、他の更新書類とともに更新申請期間中に提出することで登録が可能です。なお、参加・発表が証明できる資料は各自責任をもって保管してください。紛失に関して本学会では責任を負いかねます（→P.6）。

7. 認定委員会が定める領域・単位数

2011年4月改正

	項目	単 位
I 学術集会等への参加	① 日本認知症ケア学会大会 参加 " 発表者または座長	8 単位 3 単位
	② 日本認知症ケア学会地域大会 参加 " 発表者または座長	7 単位 3 単位
	③ 本認定委員会が認める国際学会 参加 " 発表者または座長・司会者	6 単位 2 単位
	④ 本認定委員会が認める学会等 参加 " 発表者 (2011年度以降のものに限る)	3 単位 2 単位
II 生涯学習プログラム等への参加	① 本学会が主催する教育講演, 国際セミナー等 参加 " 講師または司会	5 単位 3 単位
	② 地域部会が主催する講演等 参加 " 発表者または座長・講師	5 単位 3 単位
	③ 本認定委員会が認める講演等 参加 " 発表者または座長・講師 (2009年度以降のものに限る)	1~3 単位 1 単位
	④ 本学会ホームページ (動画サイト) において受講できる講演 ※ 最大5単位/1年	1 講演 1 単位
	⑤ 認知症ケアに関する施設内研修等 参加 (2011年度以降のものに限る) ※ 最大5単位/1年	1 単位
	⑥ 認知症ケアに関する地方自治体等が主催する研修会等での講師活動など (2011年度以降のものに限る) ※ 最大5単位/1年	1 単位
III 機関誌等への論文発表	① 「日本認知症ケア学会誌」掲載投稿論文 筆頭者 " 共著者	8 単位 2 単位
	投稿論文以外の論文 筆頭者 " 共著者	4 単位 1 単位
	② 「認知症ケア事例ジャーナル」掲載投稿論文 筆頭者 " 共著者	8 単位 2 単位
	投稿論文以外の論文 筆頭者 " 共著者	4 単位 1 単位
	③ 本学会機関誌以外の掲載論文 [原著論文] 筆頭者 " 共著者	4 単位 1 単位
	本学会機関誌以外の原著論文以外の論文 筆頭者 " 共著者	3 単位 1 単位

* 専門士制度では、毎年4月1日～翌年3月31日を1年とします。

* 詳細は、認知症ケア専門士制度規則施行細則「専門士の認定更新に関する事項 (→P.16)」にて確認してください。

8. 更新申請書類の注意事項・記入方法等

以下の更新申請書類、様式Ⅰ～Ⅳ、Ⅵの記入方法等を確認のうえ、提出してください。

<注意事項>

- ・申請方法：簡易書留にて提出してください。普通郵便等での発送により不達等の事故が発生しても、本学会では責任を負いません。到着状況については、郵送時に交付される「簡易書留郵便物受領」の引受番号にて、各郵便局にお問い合わせください。
- ・書類返却：受領した書類は、返却いたしません。なお、書類に不備がある場合は、受領せずに返却いたします。申請書類の記入事項の誤り等により、訂正して再提出する必要がある場合は、指定された提出締切日までに再提出してください。

【様式Ⅰ】資格更新申請書

①氏名・生年月日・専門士 No.の記入および捺印

②証明写真貼付（スナップ写真不可／モノクロ写真可）

※6か月以内に撮影した4×3cmの証明写真／写真裏面に氏名・生年月日を記載

※証明写真は専門士証（カード）に使用いたします。提出がない場合は、専門士登録時の証明写真を使用します。

③提出する関係書類の□欄へチェック

④更新料（10,000円）の郵便振替払込請求書兼受領証（コピー）の貼付

※郵便局備え付けの払込取扱票にてお振り込みください（→P.2）。

※領収書は発行いたしませんので、郵便振替払込請求書兼受領証（または、ATM発行の利用明細票）を大切に保管してください。

【様式Ⅰ】
2022年1月30日
認知ケア専門士 資格更新申請書

一般社団法人日本認知症ケア学会
認知症ケア専門士認定委員会 殿

氏名	にんち たろう 認知太郎
生年月日	(西暦) 1970年12月1日
認知症ケア専門士 No.	1 2 3 4 5 6 7

標記について、下記のとおり所定の関係書類（□欄にチェック）を添えて資格更新の申請をします。

記

- 認知症ケア専門士「取得単位表貼付用紙（様式Ⅱ）」
- 認知症ケア専門士「参加・発表申請用紙（様式Ⅲ）」
- 認知症ケア専門士「施設内研修等修了証明書（様式Ⅳ）」
- 更新料 10,000円（郵便振替払込請求書兼受領証コピー）

更新料

●必ずコピーを貼付

払込取扱票
001307 578468 10000
認知症ケア専門士認定委員会
①更新料振り込み
②1234567
③認知太郎 / にんち たろう
〒162-0825
東京都新宿区神楽坂4-1-1
認知太郎
5206-9431

郵便払込請求書兼受領証
001307 578468
認知症ケア専門士認定委員会
10000
認知太郎

【様式Ⅱ】取得単位表貼付用紙

取得単位表を貼付してください。

※取得単位表には、原則として本学会が主催する学術集会（大会）・講演等の参加・発表単位および本学会機関誌への論文発表単位のみが記載されています。

※取得単位表は、認知症ケア専門士公式サイト「専門士単位確認画面」から印刷が可能です。

※取得単位表に登録漏れ等がある場合は、「参加・発表申請用紙（様式Ⅲ）」にて申請してください。

（注）専門士取得単位表に記載されたもの以外に参加・発表した単位がある場合は、「参加・発表申請用紙（様式Ⅲ）」にて申請してください。

【様式Ⅲ】参加・発表申請用紙

専門士取得単位表に記載された単位のほかに、本学会が認定する学術集会（大会）・講演等の参加・発表および学会機関誌への論文発表等がある場合は、本様式にて必ず申請してください。

また、2011年4月以降に実施された「認知症ケアに関する地方自治体等が主催する研修会等」での講師活動および、地域での相談活動も単位として同様に申請することが可能です（年間最大5単位）。

①氏名・生年月日・専門士 No.の記入および捺印

②認定コードの記入および単位種別の口欄へのチェック

※認定コードは、学会・講座等認定コード表にて確認し、記入してください。

③学会が認定する学術集会（大会）・講演等の参加・発表および学会機関誌への論文発表を証明する資料（参加証・領収証・論文については掲載の分かる箇所等）または、「認知症ケアに関する地方自治体等が主催する研修会等」での講師活動などを証明できる資料のコピーを貼付欄に貼り付けてください。

※本様式は、参加・発表等を証明する資料1件につき1枚を使用してください。複数必要な場合は、コピーし使用してください。

※専門士取得単位表に登録漏れがある場合は、本様式にて申請してください。

●学会・講座等認定コード表について

資格申請期間（資格更新年度の12月下旬頃）までに最新の学会・講座等認定コード表をお送りします。また、認知症ケア専門士公式サイト「必要書類ダウンロード」から印刷が可能です。

【様式Ⅳ】施設内研修等修了証明書

本様式は、当該施設・団体・機関等の責任者が記入・捺印してください。

※発行を依頼する際は、必ず発行者に趣旨を説明してください。なお、証明書の作成、記入漏れ等による申請遅延は認められません。必ず申請期間内に提出してください。

※本様式が複数枚必要な場合はコピーし使用してください（年間最大5単位）。

※2011年4月以降に開催したものに限りです。

【様式VI】更新申請書の送付先宛名

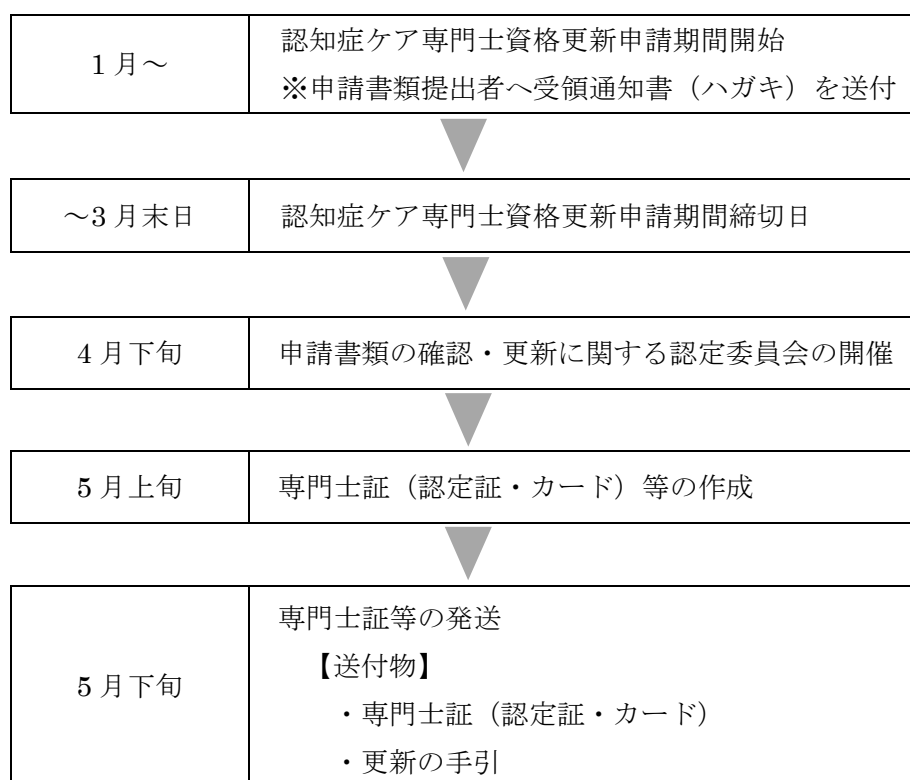
封筒に様式VIを宛名として貼り付け、更新申請書を簡易書留にて提出してください。

※封筒は各自で用意してください。

※必ず簡易書留にて提出してください。普通郵便等での発送により不達等の事故が発生しても、本学会では責任を負いません。

9. 更新申請のながれ

本学会にて提出書類受領後、申請書を受領した旨を知らせる受領通知書（ハガキ）を送付いたします。その後、本学会認定委員会において以下のとおり申請書類の確認・審査を行ったうえで5月下旬頃に新しい専門士証等を発送いたします。

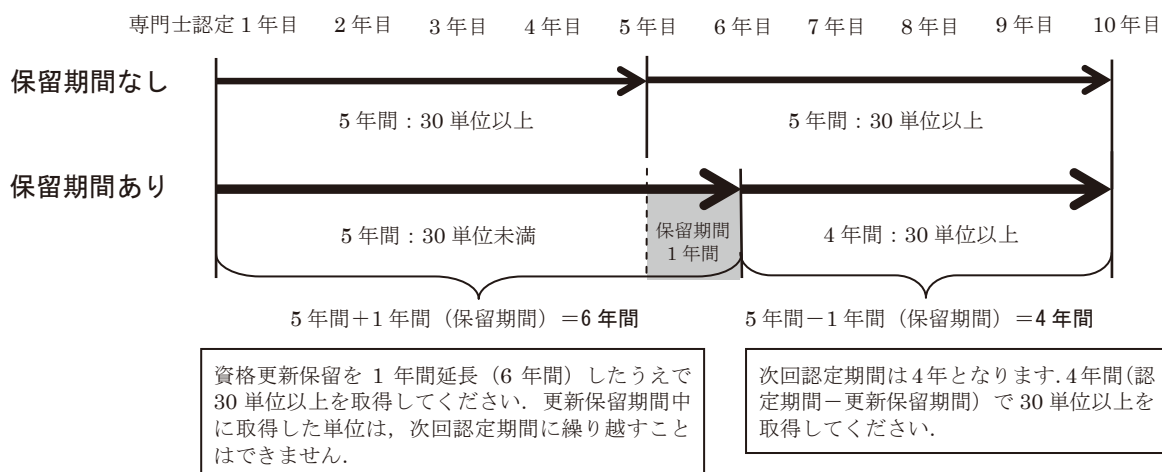


<注意事項>

- ・新しい専門士証が届くまでは、現在お持ちの専門士証をお使いください。
- ・4月以降に取得した単位は、次回認定期間の単位として加算されます。
- ・申請書に不備があった場合は郵便にて返却いたします。不備内容を解決し指定期間内に再提出してください（→P.5）。なお、再提出がない場合、更新手続きは完了いたしません。
- ・書類提出後に送付する受領通知書（ハガキ）は更新手続き完了の通知ではありません。

Ⅱ. 認知症ケア専門士資格更新保留申請について

認定期間（5年間）内に取得した単位が30単位に満たない場合は、専門士更新の保留申請を行うことにより更新期間の延長が可能です（1年間のみ）。保留申請期間内に資格更新申請をしない場合、認知症ケア専門士資格は失効します。



1. 更新保留申請期間（当日消印有効）

専門士 No.	更新保留申請期間
070~/130~	2018年1月10日～3月30日
090~/140~	2019年1月10日～3月29日
100~/150~	2020年1月10日～3月31日
050~/110~/160~	2021年1月12日～3月31日
060~/120~/170~	2022年1月11日～3月31日

※申請期間内に、更新保留申請書（様式V）を本学会まで提出してください。

※更新保留の可否については、本学会認定委員会にて最終的に決定いたします。

2. 更新保留申請書の注意事項・記入方法等

以下の更新保留申請書類、様式V、VIの記入方法等を確認のうえ、提出してください。

<注意事項>

- ・資格保留申請を行った場合、5年間（次回認定期間）-1年間（更新保留期間）の4年間で次回更新に必要な専門士単位（30単位）を取得することになりますので注意してください。
- ・更新保留期間中に40単位以上取得されても、更新特別単位（→P.3）として次回認定期間に加算されません。

- ・病気等のやむを得ない事情により、単位取得が困難な方は、本学会認定委員会で審議のうえ、保留期間を更に延長する場合があります。ただし、その場合には理由の記載および医師の診断書等、公的な証明書類が必要となります。

【様式V】更新保留申請書

①氏名・生年月日・専門士 No.の記入および捺印

②理由の□欄にチェック

※病気等のやむを得ない事情により 1 年以上の保留期間の申請を希望される場合は、理由の記載および医師の診断書等、公的な証明書類を添付してください。

【様式VI】更新申請書の送付先宛名

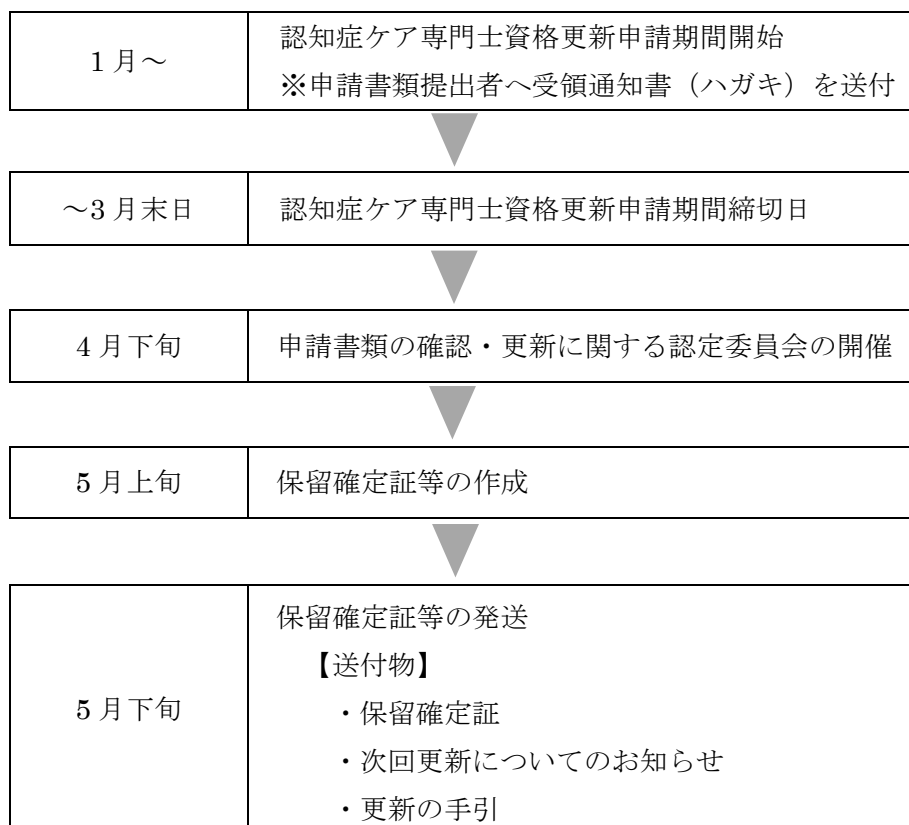
封筒に様式VIを宛名として貼り付け、更新申請書を簡易書留にて提出してください。

※封筒は各自で用意してください。

※必ず簡易書留にて提出してください。普通郵便等での発送により不達等の事故が発生しても、本学会では責任を負いません。

3. 保留申請のながれ

本学会にて提出書類受領後、申請書を受領した旨を知らせる受領通知書（ハガキ）を送付いたします。その後、本学会認定委員会において以下のとおり申請書類の確認・審査を行ったうえで5月下旬頃に保留確定証等を発送いたします。



<注意事項>

- ・更新保留期間中は、現在お持ちの専門士証・カードをお使いください。
- ・申請書に不備があった場合は郵便にて返却いたします。不備内容を解決し指定期間内に再提出してください（→P.5）。なお、再提出がない場合、手続きは完了いたしません。
- ・書類提出後に送付する受領通知書（ハガキ）は手続き完了の通知ではありません。

更新保留期間

専門士 No.	認定期間	更新保留期間
070～/130～	2013年4月1日～2018年3月31日	2018年4月1日～2019年3月31日
090～/140～	2014年4月1日～2019年3月31日	2019年4月1日～2020年3月31日
100～/150～	2015年4月1日～2020年3月31日	2020年4月1日～2021年3月31日
050～/110～/160～	2016年4月1日～2021年3月31日	2021年4月1日～2022年3月31日
060～/120～/170～	2017年4月1日～2022年3月31日	2022年4月1日～2023年3月31日

4. 更新保留期間における専門士資格更新申請

以下の更新申請期間内に専門士更新申請を行ってください。更新方法等につきましては、「I. 認知症ケア専門士資格更新申請について」（→P.2）を確認してください。

更新申請期間（当日消印有効）

専門士 No.	更新申請期間	次回認定期間
070～/130～	2019年1月10日～3月29日	2019年4月1日～2023年3月31日
090～/140～	2020年1月10日～3月31日	2020年4月1日～2024年3月31日
100～/150～	2021年1月12日～3月31日	2021年4月1日～2025年3月31日
050～/110～/160～	2022年1月11日～3月31日	2022年4月1日～2026年3月31日
060～/120～/170～	2023年1月10日～3月31日	2023年4月1日～2027年3月31日

Ⅲ. 認知症ケア専門士登録事項変更等について

登録事項変更

登録している事項に変更があった場合には速やかに、「登録事項変更届【様式A】」に必要事項を記入し、本学会まで送付してください。

ホームページ 掲載申請等

本学会ホームページ内「認知症ケア専門士検索」「認知症ケア専門士のいる施設・団体検索」への掲載、掲載事項の変更、掲載の取り消しを希望する場合は、「ホームページ掲載申請書／ホームページ掲載取り消し申請書【様式B】」に必要事項を記入し、本学会まで送付してください。

専門士証 再発行

認知症ケア専門士証（カード・認定証）の再発行を希望される方は、再発行手数料をお振り込みのうえ、「認知症ケア専門士証（カード・認定証）再発行申請書【様式C】」に必要事項を記入し、本学会まで送付してください。

種類	記載内容	再発行手数料
カード	専門士 No.・氏名・認定期間が記載されたカード (専門士：白色 / 上級専門士：銀色)	1,000 円
認定証	専門士であることを認定した証書	1,000 円
上級認定証	上級専門士であることを認定した証書	1,000 円

[再発行手数料の振り込み]

郵便局備え付けの払込取扱票に必要事項を記入のうえ、お振り込みください。

口座番号：00130 - 7 - 578468
加入者名：認知症ケア専門士認定委員会
通信欄：① 認定証再発行の旨、② 専門士 No.、③ 氏名・ふりがな、
④ 郵便番号・住所

【注意事項】

- 更新・保留申請時に再発行申請書の提出は不要です。更新確定者には、新たな認定期間を記載した認知症ケア専門士証（カード・認定証）をお送りします。更新・保留申請時に本様式を同封された場合、現在お持ちの認知症ケア専門士証（カード・認定証）が再発行されますのでご注意ください。
- 払い込みされた発行料は返金いたしません。
- 氏名の変更を行う場合は、登録事項の変更および専門士証（カード・認定証）の再発行の申請（氏名の変更）を同時に行ってください。
- 再発行の申請後、専門士証（カード・認定証）のご送付までには約 3 週間程度のお時間を要することあらかじめご承知おきください。
- 必ず簡易書留にてお送りください。普通郵便等での発送により不達等の事故が発生しても、本学会では責任を負いません。

IV. 認知症ケア専門士制度規則等

一般社団法人日本認知症ケア学会 認知症ケア専門士制度規則

平成 23 年 1 月 7 日 改正

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本制度は、認知症ケアに対する優れた学識と高度の技能、および倫理観を備えた認知症ケア専門技術士を養成し、わが国における認知症ケア技術の向上ならびに保健・福祉に貢献することを目的とする。
- 第 2 条 日本認知症ケア学会（以下、本学会）は、前条の目的を達成するため、認知症ケアに関する専門士制度を設け本学会認知症ケア専門士（以下、専門士）ならびに本学会認知症ケア上級専門士（以下、上級専門士）を認定する。
- 第 3 条 本制度の維持と運営のために認定委員会を設け、専門士ならびに上級専門士を審議し、かつ認定するための規則を定める。なお、上級専門士については、別途認知症ケア上級専門士制度規則を定めるものとする。

第 2 章 専門士の資格

- 第 4 条 専門士は、次の各項の条件をすべて満たさなければならない。
1. 認知症ケアに関連する施設、団体、機関等において試験実施年の 3 月 31 日より過去 10 年間に於いて 3 年以上の認知症ケアの実務経験（教育・研究・診療を含む）を有する者。
 2. 認定委員会の専門士認定試験および審査に合格すること。

第 3 章 認定委員会

- 第 5 条 専門士の認定および関連する業務を遂行するために認定委員会を設置する。
1. 認定委員会の委員は、本学会理事会が選出し、総会の議決を経て、理事長が委嘱する。
 2. 認定委員会には委員長 1 名、委員若干名をおく。
 3. 委員長は、委員の互選により選出する。
- 第 6 条 委員長は、必要に応じて認定委員会を招集することができる。
- 第 7 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第4章 専門士の認定試験および認定方法

- 第8条 専門士認定試験は、第1次認定試験（筆記試験）と第2次認定試験（論述・面接試験）からなるものとする。
- 第9条 専門士認定試験の実施にあたっては、別途細則に定める。
- 第10条 第1次認定試験は、①認知症ケアの基礎、②認知症ケアの実際Ⅰ：総論、③認知症ケアの実際Ⅱ：各論、④認知症ケアにおける社会資源、の4分野とする。
- 第11条 第1次認定試験を希望する者は、次の各項に定める書類を認定委員会に提出しなければならない。
1. 認知症ケア専門士認定試験受験申請書（第1次試験）（様式1）
 2. 認知症ケア実務経験証明書（様式2）
 3. 第1次試験受験資格確定済証（様式3）
- 第12条 第1次認定試験の審査結果は、試験後2か月以内に、本学会総会、機関誌「日本認知症ケア学会誌」、本学会ホームページ等において公示する。
- 第13条 第2次認定試験は、第1次認定試験の合格者（4分野すべてに合格した者。おのおの分野合格の有効期限は5年）であり、かつ別に定める書類ならびに第2次認定試験審査料を納めた者に対し実施する。
- 第14条 第2次認定試験を希望する者は、次の各項に定める書類を認定委員会に提出しなければならない。
1. 認知症ケア専門士認定試験受験申請書（第2次試験）（様式4）
 2. 事例に対する論述用紙（様式5）
- 第15条 第2次認定試験の審査結果は、試験後2か月以内に、本学会総会、機関誌「日本認知症ケア学会誌」、本学会ホームページ等において公示する。
- 第16条 本学会理事長は、第2次認定試験合格者に対して、理事会の議を経て専門士認定証を交付する。なお、第2次認定試験合格者は専門士認定証の交付を受ける際に、別に定める専門士認定料を納入しなければならない。

第5章 専門士の資格更新

- 第17条 専門士の資格は、5年ごとに更新するものとする。
- 第18条 専門士の資格更新を行おうとする者は、次の各項に定める書類を最終年に認定委員会に提出しなければならない。
1. 認知症ケア専門士資格更新申請書（様式Ⅰ）
 2. 認知症ケア専門士取得単位表貼付用紙（様式Ⅱ）
 3. 認知症ケア専門士参加・発表申請用紙（様式Ⅲ）
 4. 認知症ケア専門士施設内研修等修了証明書（様式Ⅳ）

第6章 専門士の資格の喪失・取消

第19条 専門士は次の理由により、本学会理事会の議を経て、その資格を喪失する。

1. 正当な理由を付して専門士としての資格を辞退したとき。
2. 専門士資格更新手続きを故意に経なかったとき。
3. 申請書類に虚偽が認められたとき。

第20条 本学会理事長は、専門士としてふさわしくない行為のあった者に対して、認定委員会および理事会の議を経て、専門士の資格を取り消すことができる。

第7章 規則の変更

第21条 本規則を変更する場合は、理事会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

第8章 補 則

第22条 本規則の施行についての細則は別に定める。

附 則

1. 本規則は平成15年11月24日から施行する。

認知症ケア専門士制度規則

施行細則

平成 19 年 10 月 14 日 改正

- 第 1 条 日本認知症ケア学会認知症ケア専門士制度規則の施行について、本規則に定められた以外の事項については、次の各項の規定に従う。
- 第 2 条 認定委員会の事務は、日本認知症ケア学会事務センターにおいて行う。
- 第 3 条 専門士の受験申請の期限は次のとおりとする。
1. 専門士の受験申請受付は、第 1 次認定試験（筆記試験）は、原則として毎年 3 月中旬～4 月中旬、第 2 次認定試験（論述・面接試験）は 8 月下旬～9 月下旬とする。
 2. 申請書類は、第 1 次認定試験においては、正本 1 通、コピー（A4 サイズに統一）2 通の合計 3 通、第 2 次認定試験においては、正本 1 通、コピー（A4 サイズに統一）3 通の合計 4 通を書留郵便にて本認定委員会まで郵送する。
- 第 4 条 専門士の試験（筆記、論述・面接）は、当面おのおの年 1 回とし、原則として、筆記試験は 7 月上旬、論述・面接試験は 11 月下旬に実施する。
- 第 5 条 第 1 次認定試験は、次に定める 4 分野の筆記試験とする。
- 第 1 次筆記試験分野： ①認知症ケアの基礎
②認知症ケアの実際Ⅰ：総論
③認知症ケアの実際Ⅱ：各論
④認知症ケアにおける社会資源
- 第 6 条 第 2 次認定試験は、認定委員会より出題された事例に対する論述および提示されたテーマを基にグループ面接を行い、次に定める 5 つの条件を審査するものとする。
1. 適切なアセスメントの視点を有しているかどうか。
 2. 認知症を理解しているかどうか。
 3. 適切な介護計画が立てられるかどうか。
 4. 制度および社会資源を理解しているかどうか。
 5. 認知症の人の倫理的課題を理解しているかどうか。
- 第 7 条 すべての審査は、原則として試験後 2 か月以内に終了する。
- 第 8 条 専門士の審査料、認定料、更新料は次のとおりとする。
1. 審査料 筆記試験： 3,000 円／1 分野
面接試験： 8,000 円
 2. 認定料 15,000 円
 3. 更新料 10,000 円
- 第 9 条 本細則を変更するには、認定委員会の議決により、理事会の承認を得なければならない。

認知症ケア専門士制度規則施行細則

専門士の資格更新に関する事項

平成 23 年 4 月 1 日改正

- I. 資格更新に必要な 5 年間に取得すべき合計単位数は 30 単位とし、そのうち 20 単位以上は本認定委員会が定める領域（I，II）より取得するものとする。なお、取得した単位が 40 単位以上の場合、次の更新期間へ 10 単位（領域 I および II として）を加算するものとする。
- また、更新申請の時点で、学術活動に関する単位数が 30 単位に満たない場合は、不足単位数に関しての取得見込み予定表を付して、更新申請書を提出することができるが、最終年（5 年目）の最終日（3 月 31 日）までにその単位を取得したことを証明する資料を提出しなければならない。

領域 I 「学術集会等への参加」

- ①本学会年次学術集会への参加は 8 単位、発表者または座長を務めた者は 3 単位加算する。
ただし、共同研究者については、単位は加算されないものとする。
- ②本学会地域大会への参加は 7 単位、発表者または座長を務めた者は 3 単位加算する。ただし、共同研究者については、単位は加算されないものとする。
- ③本認定委員会が認める国際学会への参加は 6 単位、発表者または座長・司会者を務めた者は 2 単位加算する。
- ④本認定委員会の認める学会等への参加は 3 単位、発表者は 2 単位加算する。なお、該当の学会等は別に本認定委員会の内規で定めるものとする（注 1）。

領域 II 「生涯学習プログラム等への参加」

- ①本学会が主催する教育講演、国際セミナー等への参加は 5 単位、講師または司会者を務めた者は 3 単位加算する。
- ②本学会地域部会が主催する講演等への参加は 5 単位、発表者または座長・講師を務めた者は 3 単位加算する。
- ③本認定委員会が認める認知症介護研究・研修センター、日本医師会等が主催する教育セミナーおよびそれに準ずる企画で本認定委員会が認めた講演等への参加は 1～3 単位、発表者または、座長・講師を務めた者は 1 単位加算する。
※参加を証明できるものを提出する（参加証のコピー、発表者、司会者の場合は当該部分のプログラムのコピー等）。なお、同一講演等における複数回発表は 1 回と計算する。
- ④本学会ホームページ（動画サイト）による受講は 1 講演 1 単位とする。ただし、ホームページによる受講は、年間最大 5 単位までとする（毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日を 1 年間とする）。
- ⑤認知症ケアに関する施設内研修またはそれに準ずる研修への参加は 1 単位とする。ただし、年間最大 5 単位までとする（毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日を 1 年間とする）。
※参加を証明するものを提出する。

⑥認知症ケアに関する地方自治体等が主催する研修会等での講師活動および、地域での相談活動は1回につき1単位とする。ただし、年間最大5単位までとする（毎年4月1日～翌年3月31日を1年間とする）。

※上記活動を証明できるものを提出する。

領域Ⅲ「機関誌等への論文発表」

①本学会機関誌「日本認知症ケア学会誌」の掲載投稿論文[原著、実践・事例報告、資料、その他]については、筆頭者は8単位、共著者については2単位とする。なお、査読制度に基づく投稿論文以外については、筆頭者は4単位、共著者については1単位とする。

②本学会機関誌「認知症ケア事例ジャーナル」の掲載投稿論文については、筆頭者は8単位、共著者については2単位とする。なお、投稿論文以外の論文については、筆頭者は4単位、共著者については1単位とする。

③認知症ケアに関する他誌への掲載論文[原著]については、本認定委員会の内規で定めるものとし、筆頭者は4単位、共著者については1単位加算する。なお、査読制度に基づく原著以外の論文については、筆頭者は3単位、共著者については1単位とする（注2）。

※当該部分の別刷またはコピーを提出する。

II. 専門士の認定を受けてから更新までの5年間で取得した単位が、所定の単位数に満たない場合は、専門士更新の保留（様式V）を申し出て所定単位を取得後に更新の申請をすることができる。ただし、保留期間は最長1年間とする。なお、保留期間内に更新の申請がされない場合は、日本認知症ケア学会認知症ケア専門士の資格は消失する。

保留期間終了後は、専門士更新の申請をすることはできない。ただし、長期の病気療養や研究のための海外留学等、やむを得ない事情の場合は、それを証明する書類を添付して保留期間の延長を申請することができる。

（注1）本細則I. 領域I-④にある「本認定委員会の認める学会等」とは、以下のものをいう（2011年3月31日現在）。

日本老年医学会	日本老年精神医学会
日本精神神経学会	日本認知症学会
日本リハビリテーション医学会	日本公衆衛生学会
日本衛生学会	日本看護協会学会分科会(老年, 精神, 地域)
日本老年看護学会	日本地域看護学会
日本家族看護学会	日本看護科学学会
日本看護管理学会	日本看護研究学会
日本精神保健看護学会	日本老年社会科学学会
日本社会福祉学会	日本介護福祉学会
日本在宅ケア学会	日本老年行動科学学会
日本地域福祉学会	日本保健福祉学会
日本ソーシャルワーク学会	日本心理学会
日本心理臨床学会	日本社会心理学会

日本健康心理学会	日本発達心理学会
日本教育心理学会	日本社会学会
日本家族社会学会	日本保健医療社会学会
日本社会病理学会	日本ケアマネジメント学会
日本プライマリ・ケア連合学会	日本保健医療行動科学学会
日本作業療法士協会	日本理学療法士協会
日本高齢者虐待防止学会	日本言語聴覚士協会
日本家族研究・家族療法学会	日本コミュニケーション障害学会
日本神経心理学会	日本老年歯科学会

(注 2) 本細則 I. 領域Ⅲ-③にある「他誌」とは、以下のものをいう (2004 年 1 月 17 日現在).

① (注 1) で定める学会等の機関誌

② ①以外の雑誌

医学のあゆみ	公衆衛生
臨床精神医学	臨床心理学研究
精神医学	理学療法ジャーナル
看護学雑誌	作業療法ジャーナル
看護研究	厚生の指標
看護教育	人口問題研究
訪問看護と介護	季刊社会保障研究
看護	保健師ジャーナル
地域看護学雑誌	

③上記以外の学会, 和文, 欧文誌については, 認定委員会において審議する.

認知症ケア専門士制度規則施行細則

教育カリキュラム

I. 認知症ケアの基礎

1. 認知症ケアの理念
2. 認知症の人の現状
3. 認知症の医学的特徴
4. 認知症の人の心理的特徴
5. 認知症の人を取り巻く社会的環境
6. 認知症ケアの原理・原則
7. ケアの担い手
8. 認知症予防
9. その他上記以外の関連領域

II. 認知症ケアの実際Ⅰ：総論

1. 認知症ケアの視点と目標
2. コミュニケーションスキル
3. ケアの実践的プロセス
4. 認知症ケアのアセスメント方法
5. 家族への支援
6. 認知症の人のチームアプローチ
7. 認知症の人と身体拘束・虐待
8. 認知症ケアにおける倫理
9. 事例報告のまとめ方
10. その他上記以外の関連領域

III. 認知症ケアの実際Ⅱ：各論

1. 身体的兆候の理解と対応
2. 行動・心理症状（BPSD）とその対応
3. 薬物療法の知識
4. リハビリテーション
5. 非薬物療法
6. 施設・在宅における環境支援
7. ターミナルケアのプロセスと対応
8. その他上記以外の関連領域

IV. 認知症ケアにおける社会資源

1. 認知症の人にとっての社会資源
2. 認知症の人に対するフォーマルケア
3. 認知症の人に対するインフォーマルケア
4. 認知症の相談窓口
5. 地域での認知症の人の支援
6. その他上記以外の関連領域

V. 認知症ケア事例

認知症ケア専門士取得単位 確認方法

次のいずれかの方法で、取得単位数を確認することが可能です。

認知症ケア専門士公式サイト（HP）からの確認方法

専門士公式サイトにある「専門士単位確認画面」に

- ① ユーザーID（S+専門士番号）、② 生年月日（西暦）を入力し、確認してください。

例)
認知太郎さんの場合
専門士番号：1234567
生年月日：1970年12月1日
↓
ユーザーID S1234567
生年月日 19701201

年 日	会 場	日 時	課 時	単 位
第1回日本認知症ケア学会大会 発表者	20	15/18	1	0
第2回日本認知症ケア学会大会	20	15/18	1	0
第3回日本認知症ケア学会大会 発表者	20	15/24	1	0
第4回日本認知症ケア学会大会	20	15/24	1	0
				合計単位数 22

電話での確認方法

一般社団法人日本認知症ケア学会事務センター（03-5206-7431）にお電話ください。

- * 受付時間：10:00～12:00・13:00～17:00 / 土日祝日除く
- * お問い合わせには、専門士番号、生年月日が必要となります

注意事項

講演等の終了後から2～4週間で単位の確認が可能となります。取得単位数の確認までにお時間を要することをあらかじめご承知おきください。